大分県介護職機能分化等推進事業委託業務仕様書

１　委託業務の名称　　大分県介護職機能分化等推進事業実施委託業務

２　委託の目的

県内事業所全体の業務効率化を図るため、介護サービス事業所においてモデル的に介護業務の機能分化や介護補助職導入を支援するとともに、その効果検証を踏まえ、事業所における業務の洗い出し・切り分けを支援する「大分県版業務の切り分けシステム」を構築する。

３　履行期間　　　　　契約締結の日から令和３年３月３１日まで

４　委託業務内容

（１）　厚生労働省作成の「介護サービス事業（施設サービス分）における生産性向上に資するガイドライン」を踏まえ、介護現場における業務の洗い出し・切り分け手法案を作成する。

（２）　（１）で作成した手法案を元に、モデル事業所ごとに支援計画書を作成する。計画書には、業務効率化に係る数値目標を盛り込むこと。

（３）　（２）で作成した計画書に基づき、外部コンサルタントによる助言を得ながら、現場における業務の洗い出しを行うとともに、業務の手順変更や役割分担の見直し（介護補助職の担う業務の切り出しを含む。）を提案する。

（４）　勤務体系や求人方法等の見直しを提案するなど、介護補助職の募集を支援する。

　（５）　支援の効果を随時モニタリングするための会議をモデル事業所内で開催する。

（６）　モデル事業所への支援の効果を評価し、事業報告書を作成する。

（７）　（１）から（６）までを踏まえ、業務の切り分けシステムを開発する

（８）　（１）から（７）までの業務の実施に当たり助言を得るため、施設関係者、有識者等で構成する介護職機能分化等推進員会を設置・運営する。

５　対象事業所

　　対象事業所は、特別養護老人ホーム２か所、介護老人保健施設２か所とする。

６　その他の条件

（１）業務に関して知り得た個人情報については、適正に取り扱うこと。

（２）業務遂行にあたっては、県の担当者と綿密に連携し作業を行うこと。

（３）契約にあたっては、企画提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、　　　 　必要に応じて修正できるものとする。

（４）対象事業所の選定は、受託者において行うものとする。ただし、県と事前協議を行うこと。

（５）業務切り分けシステムの開発については、ＩＴ会社に再委託することができること。

（６）県が今後行う、介護補助職の導入促進や業務の切り分けシステムの普及のための取組に協力すること。